

(案)

**第3期
伊東市子ども・子育て支援事業計画**

**令和7年3月
伊東市**

目 次

第1章 計画の策定に当たって	5
1 計画策定の趣旨	5
2 計画の位置付け	6
3 計画期間	7
4 計画の対象	7
5 計画の基本理念	8
6 計画の基本方針	8
7 本計画とSDGsとの関係	9
第2章 伊東市の子ども・子育てを取り巻く環境	10
1 人口・世帯・人口動態等	10
2 婚姻・離婚の状況（資料：伊東市統計資料、厚生労働省人口動態統計）	13
3 就労の状況（資料：国勢調査）	14
4 子ども数の推計について	15
5 教育・保育施設の状況	16
6 地域子ども・子育て支援事業の状況	19
第3章 教育・保育提供区域の設定	22
1 教育・保育提供区域設定の考え方	22
2 教育・保育提供区域の設定	22
1 伊東市における教育・保育提供区域	22
2 地域子ども・子育て支援事業の区域設定	22
第4章 教育・保育施設の充実	23
1 量の見込み	23
2 提供体制の確保と実施時期	24
（1）1号認定（3歳以上、幼稚園を利用希望・	24
（2）2号認定（3歳以上、保育所を利用希望・幼児期の学校教育の利用希望が強い者を含まない。）	24
（3）3号認定（0歳、保育所、認定こども園を利用希望）	25
（4）3号認定（1歳、保育所、認定こども園を利用希望）	25
（5）3号認定（2歳、保育所、認定こども園を利用希望）	25
3 認定こども園の整備と幼稚園・保育園の再編について	27
4 教育・保育等の円滑な利用及び教育・保育施設の質の向上	28
（1）幼児教育・保育等の質の向上について	28
（2）教育・保育の一体的な提供と幼稚園・保育所等・小学校の連携の推進	28
（3）産後の休業、育児休業後等における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	28
（4）外国につながる幼児への支援・配慮について	29
（5）子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容について	29
（6）子どもの安心・安全な環境の充実	29

第5章 地域子ども・子育て支援事業の充実	30
1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策	30
(1) 利用者支援事業	30
(2) 時間外保育事業（延長保育）	31
(3) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	31
(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	33
(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	33
(6) 養育支援訪問事業	34
(7) 地域子育て支援拠点事業	34
(8) 一時預かり事業	35
(9) 病児保育事業（病児対応型保育・体調不良児対応型保育）	36
(10) ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援事業）	36
(11) 妊婦健康診査事業	37
(12) 子育て世帯訪問支援事業	37
(13) 児童育成支援拠点事業	38
(14) 親子関係形成支援事業	38
(15) 妊婦等包括相談支援事業	39
(16) 産後ケア事業	39
(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	40
2 地域子ども・子育て支援事業の質の向上	40
第6章 子ども・子育て支援関連施策の推進	41
1 要保護児童対策の充実	41
2 ひとり親家庭の自立支援の推進	43
3 障がい児施策の充実	44
4 仕事と生活の調和の実現に向けた取組の推進	46
5 児童虐待防止対策の推進	47
第7章 伊東市次世代育成支援行動計画	48
1 経緯	48
2 次世代育成支援行動計画の概要と施策の柱について	48
第8章 伊東市子どもの未来サポートプラン	50
1 計画策定の趣旨	50
2 計画の概要と施策の柱について	51
第9章 計画の推進体制	57
1 計画の実現に向けた役割	57
2 計画の達成状況の点検・評価	58
3 子ども・子育て支援体制の向上に向けて	59

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

令和6年6月の厚生労働省の発表によると、令和5年の出生者数は72.7万人と前年より4.3万人減少し、過去最低水準を更新しました。また、合計特殊出生率は、1.20と令和4年の1.26からさらに低下しました。昭和22（1947）年に統計を取り始めて以降最低水準であり、前年を下回るのはこれで8年連続となります。

このような状況下、令和6年6月5日、少子化対策関連法案が成立し、同法では、児童手当の支給対象を高校生年代まで延長することと所得制限の撤廃が決められました。第3子以降の支給額の倍増などの実施が始まっています。

令和6年12月、国においては、人口減少に対応しながら、「こどもまんなか社会」の実現を図るため、保育政策について、今後は、待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」から、「地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実」と、「全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進」に政策の軸を転換し、あわせて「保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善」を強力に進め、制度の持続可能性を確保すると方向性を新たにしました。

本市においては、「すべての子どもの健やかな成長を願い、子育てを応援するまちいとう」という基本理念のもと、「伊東市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもの健やかな成長を願い、地域における子育て支援、教育環境の整備、子育てと仕事の両立支援等、多様な子育てニーズに対応しながら総合的かつ計画的に取り組んできました。

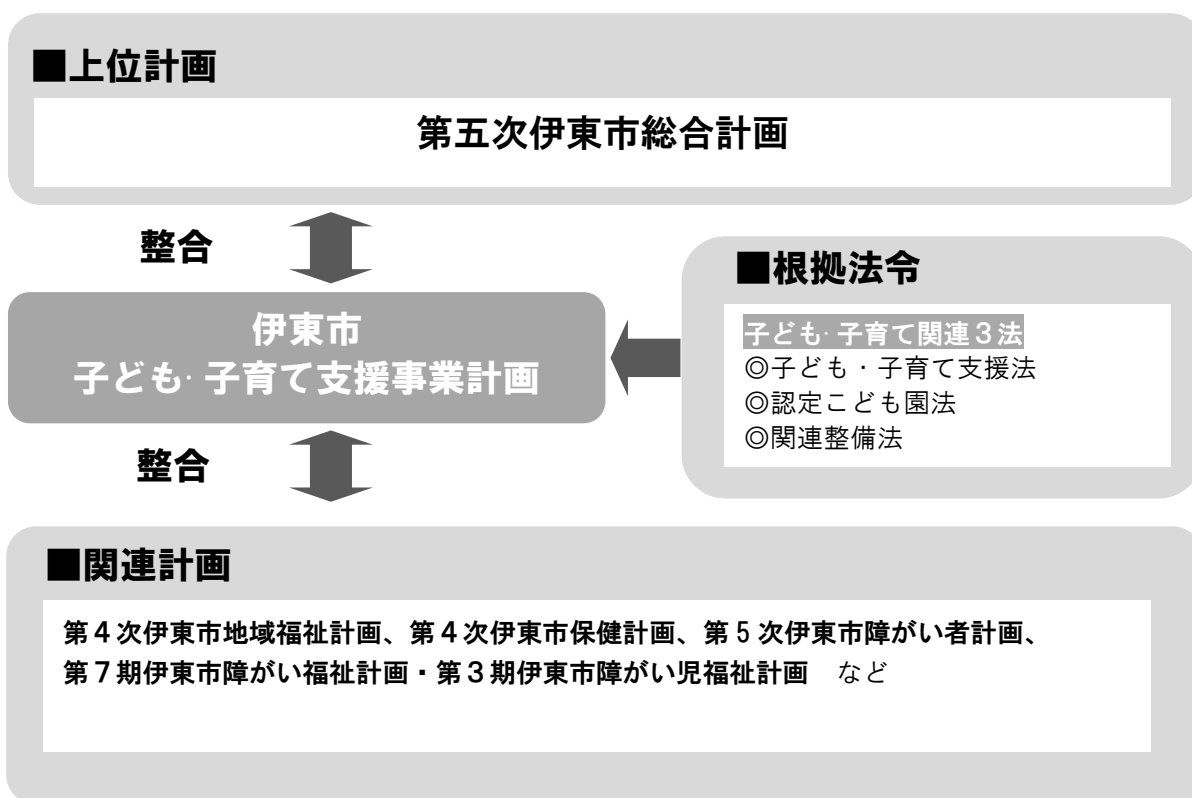
子ども・子育て支援新制度に基づき「質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供」、「地域の子ども・子育て支援の充実」などとともに、地域の実情にあった子育て家庭の支援の取組を今後も推進していく必要があります。未来を担う子どもたちが幸せに、また、子育ての負担軽減や不安や様々な悩みへの対策を充実させ、子育てに楽しみや喜び、夢と希望がもてるまちづくりに努め、「第3期伊東市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、子育て世帯を対象として、伊東市が今後進めていく施策の方向性や目標等を定めたものです。また、社会全体で子ども・子育て・親育ちを支援していくため、新制度の下で「質の高い教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。

また、「伊東市次世代育成支援行動計画」を本計画の中で一体的に継承し、本計画を次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」としても位置付けています。また、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条第2項に基づく「市町村計画」として、こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画を内包します。

策定に当たっては、子ども・子育て支援法を始め、同時に様々な分野の取組を総合的かつ計画的に進めるために、「伊東市総合計画」を始めとする上位計画及び関連計画と整合性を持ったものとして定めています。



3 計画期間

本計画は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間で計画期間とします。

なお、施策の進捗状況を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
第2期計画推進期間					第3期計画推進期間					次期
		中間 見直し		第3期 計画 策定			中間 見直し		次期 計画 策定	

4 計画の対象

本計画における子どもとは、胎児から乳幼児期、学童期及び思春期含むおおむね18歳までの子どもとします。また、本計画の主たる対象は保護者（子育て世帯）を対象としており、教育や保育を始め、様々な子育てに関する支援施策を盛り込んでいます。

こうした施策及び事業の展開に当たっては、事業所、地域、関係機関等の協力及び連携が不可欠であるほか、子ども数の大幅な減少を抑制する少子化対策にも一部触れており、広く市民全般に対する取組も掲載しています。

5 計画の基本理念

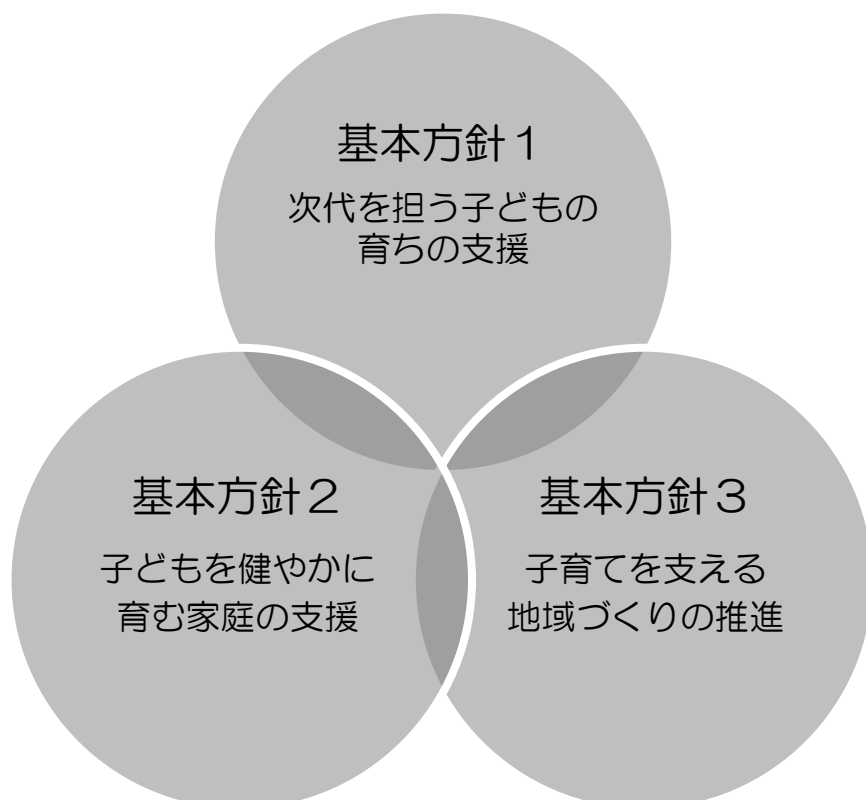
「すべての子どもの健やかな成長を願い、
子育てを応援するまち いう」

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。すべての子どもの健やかな成長を願い、安心して子育てができるよう、社会全体で子育て支援の充実に取り組む必要があります。

未来を担う子どもたちが幸せに、たくましく成長できる環境づくりを進めるとともに、子育ての負担軽減、子育てに対する不安や様々な悩みへの対策を充実させ、子育てに楽しみや喜び、夢と希望がもてるまちづくりを推進します。

6 計画の基本方針

本市の基本理念に基づき、以下の基本方針を掲げ、子ども・子育て支援を推進します。



7 本計画とSDGsとの関係

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」ことを誓っています。日本でも積極的に取り組まれており、本市としても、「誰一人取り残さない」というSDGs（持続可能な開発目標）の理念に沿って、子どもと子どもを養育している保護者等への支援、子ども施策を進めます。



第2章 伊東市の子ども・子育てを取り巻く環境

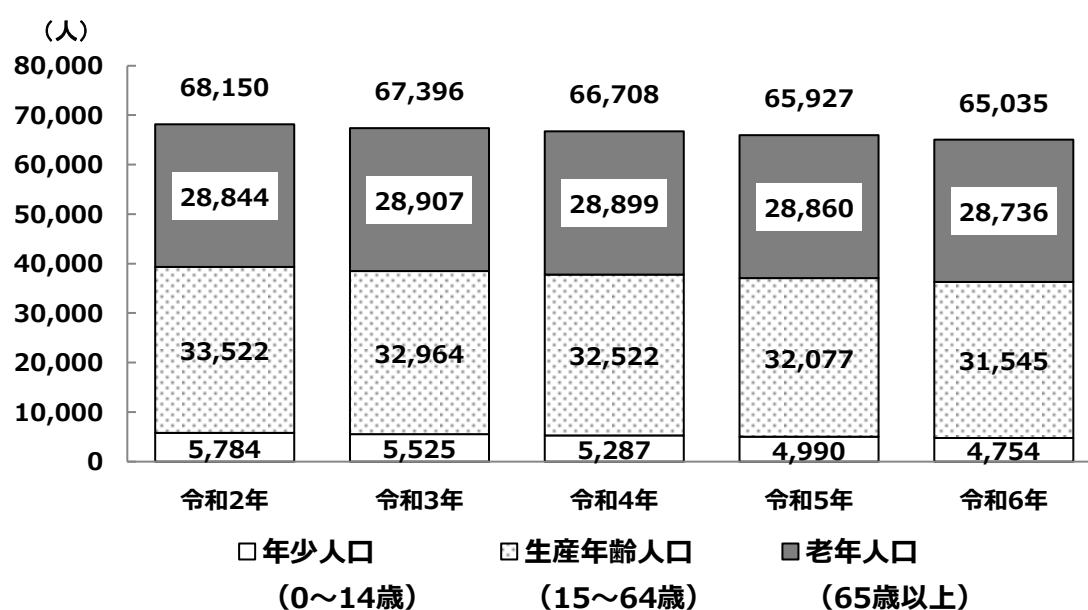
1 人口・世帯・人口動態等

①人口の推移（住民基本台帳・各年4月1日現在）

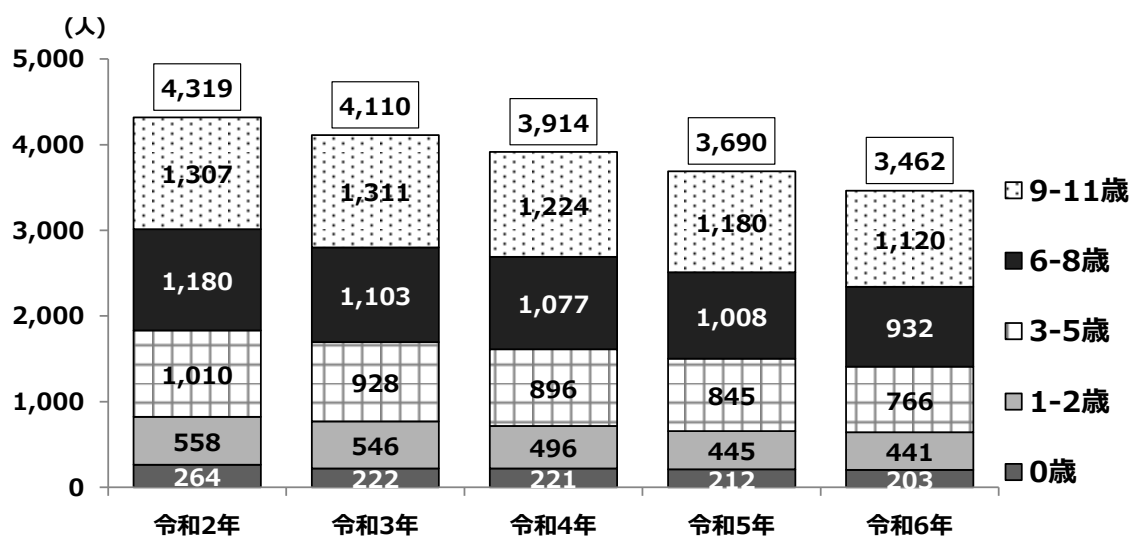
○年少人口は、令和2年から令和6年までに1,030人減少しており、そのうち0歳児は令和2年から令和6年までの5年間で61人減少しています。

○老年人口は、令和2年から令和6年までに108人増加しています。比率でいうと1.86%増加、年少人口は減少しており、少子高齢化が進んでいます。

■人口の推移（住民基本台帳・各年4月1日現在）



■児童人口の推移（住民基本台帳・各年4月1日現在）

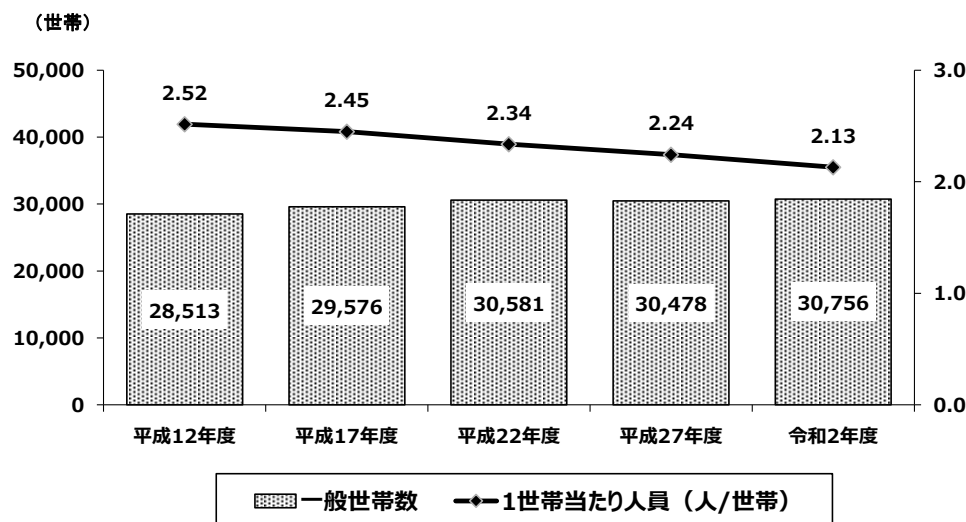


②世帯の状況（資料：国勢調査）

○一般世帯数は平成 27 年度に一度減少したものの、再び増加傾向にあります。

1 世帯当たり人員は、平成 12 年以降減少を続けており、核家族化の進行や一人暮らし世帯の増加傾向がうかがえます。

■一般世帯数及び 1 世帯当たり人員の推移



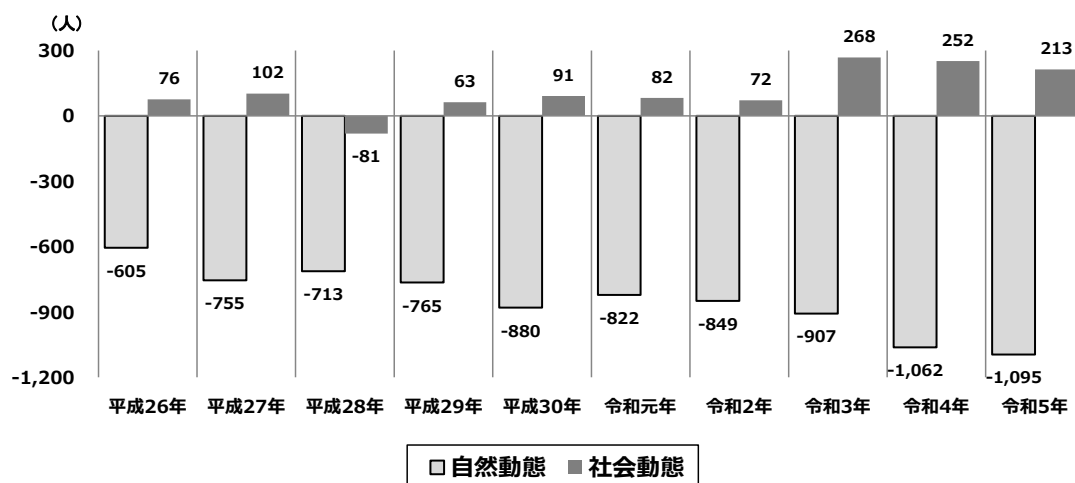
* 1世帯当たりの人員については、国勢調査の人口総数を基に算出しています。「一般世帯」とは、「施設等の世帯」以外の世帯をいいます。「施設等の世帯」とは、学校の寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・診療所などの入院者、社会施設の入所者、自衛隊の営舎内・艦船内の居住者、矯正施設の入所者などから成る世帯をいいます。

③人口動態（資料：総務省住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査）

○自然動態（出生数－死亡数）は、出生数よりも死亡数が上回っており、人口減少の主な要因となっています。

○社会動態（転入数－転出数）は、平成 28 年を除いて、転入者が転出者を上回る状況が続いています。

■自然動態・社会動態の推移



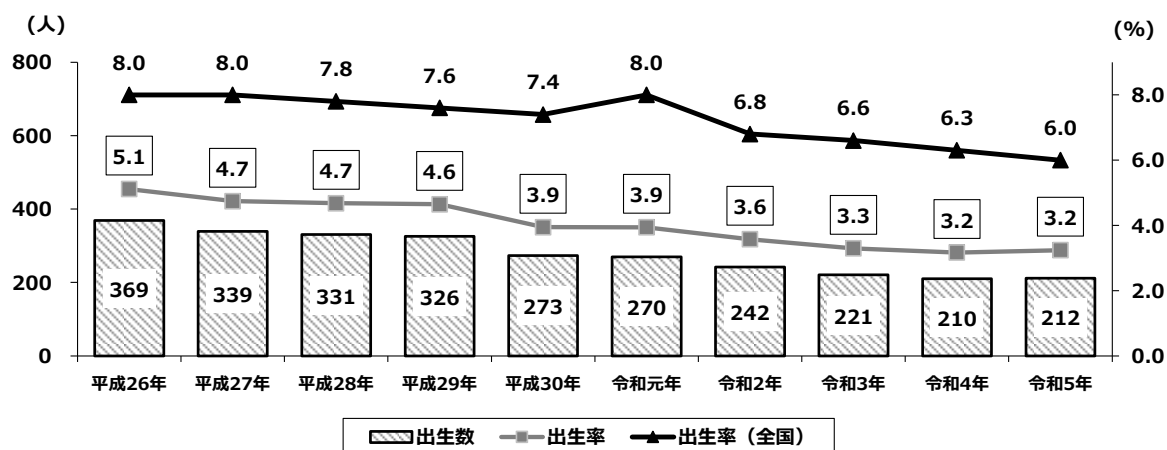
④出生の状況（資料：伊東市統計資料、総務省住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査）

○出生者数は、令和5年度には微増に転じ、212人となったものの、過去10年間全体としては、減少傾向にあったとみることができます。

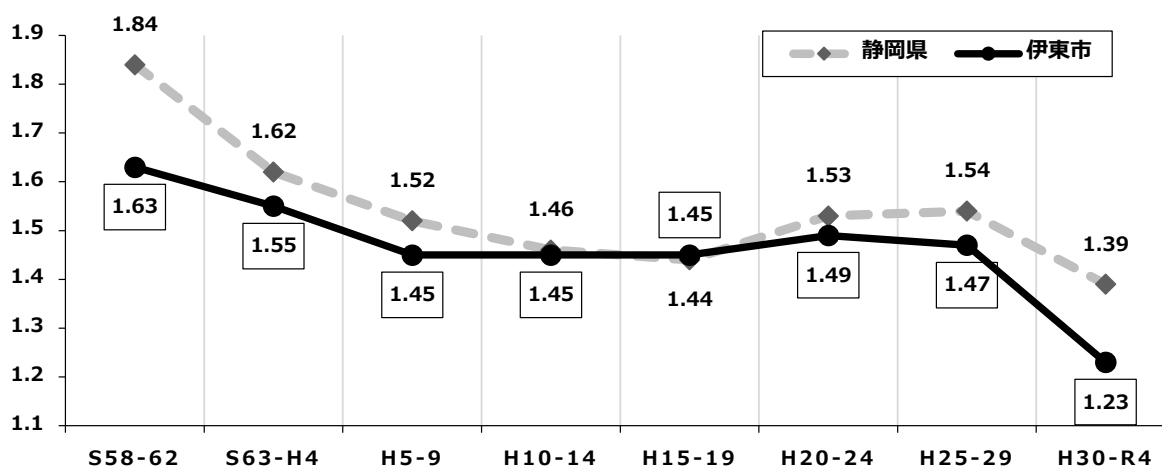
○人口1,000人当たりの出生率は国の平均を下回っており、過去10年間で5.1から3.2まで減少しています。

○合計特殊出生率（1人の女性が生涯に産むと見込まれる子どもの数）は、平成20～24年に若干上昇していますが、その後は減少傾向にあります。

■出生者数と出生率（人口千人当たり）の推移



■合計特殊出生率の推移（厚生労働省：人口動態統計特殊報告）

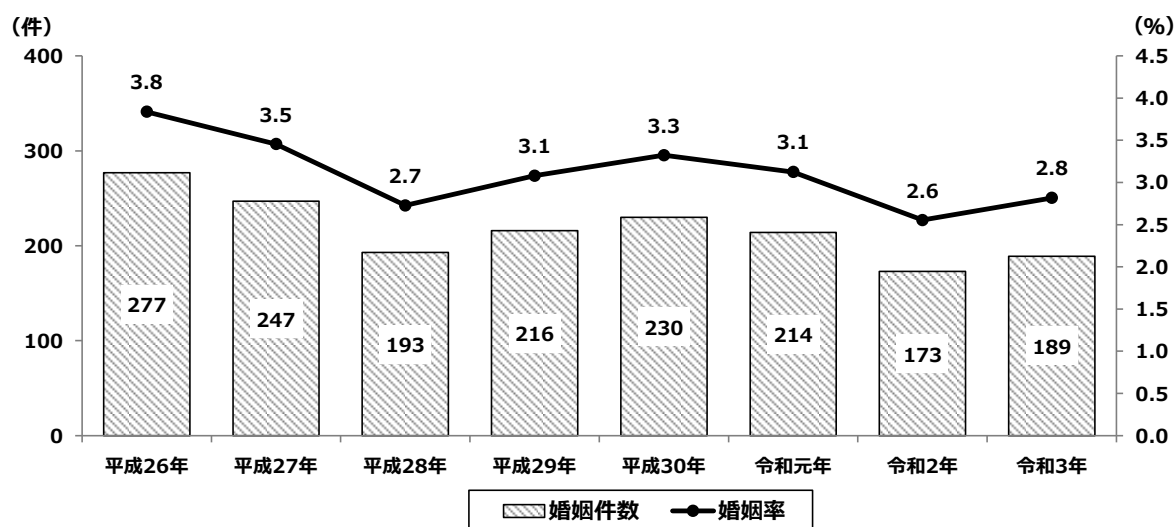


2 婚姻・離婚の状況（資料：伊東市統計資料、厚生労働省人口動態統計）

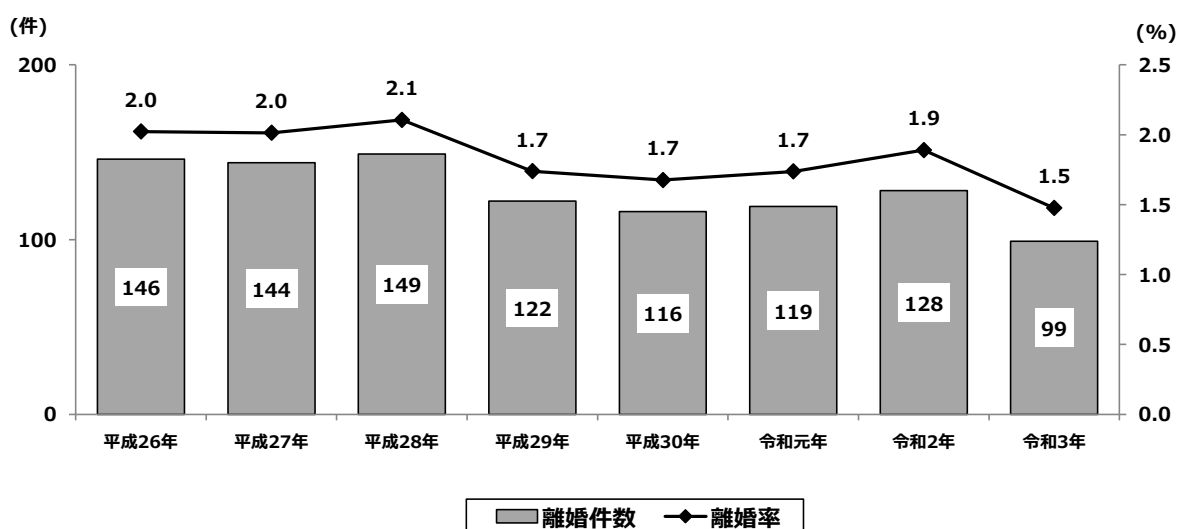
○婚姻件数、人口 1,000 人当たりの婚姻率は、減少と増加を繰り返し、令和 3 年には 189 件となり、期間全体では減少傾向にあります

○離婚件数は、平成 26 年から減少と増加を繰り返し、令和 3 年には 99 件となり、期間全体では減少傾向にあります。人口 1,000 人当たりの離婚率は、1.5～2.1％間で推移しています。

■婚姻件数及び婚姻率（人口千人当たり）の推移



■離婚件数及び離婚率（人口千人当たり）の推移

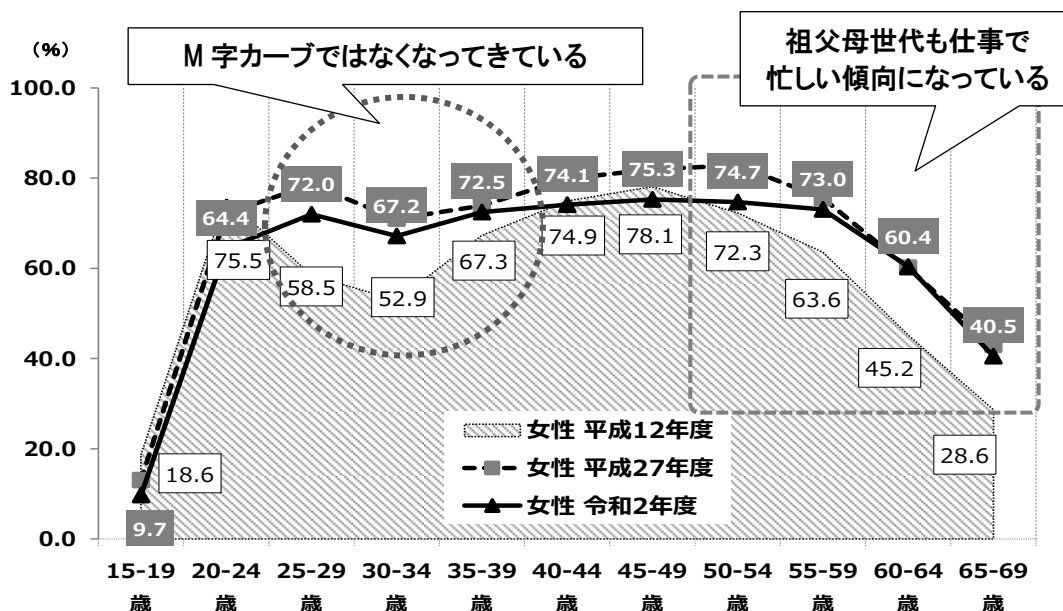


3 就労の状況（資料：国勢調査）

伊東市における25～39歳の子育て世代の女性の就業率をみると、令和2年の25～29歳では72.0%、30～34歳では67.2%、35～39歳では72.5%であり、平成12年と比較すると25歳以上のすべての世代で、上昇傾向がみられます。一方で、平成27年との比較では、ほとんどの年代で減少傾向が見られます。労働力率の推移では、女性は20～24歳まで上昇し、25～34歳で低下する、いわゆる「M字カーブ」ではなくなってきています。

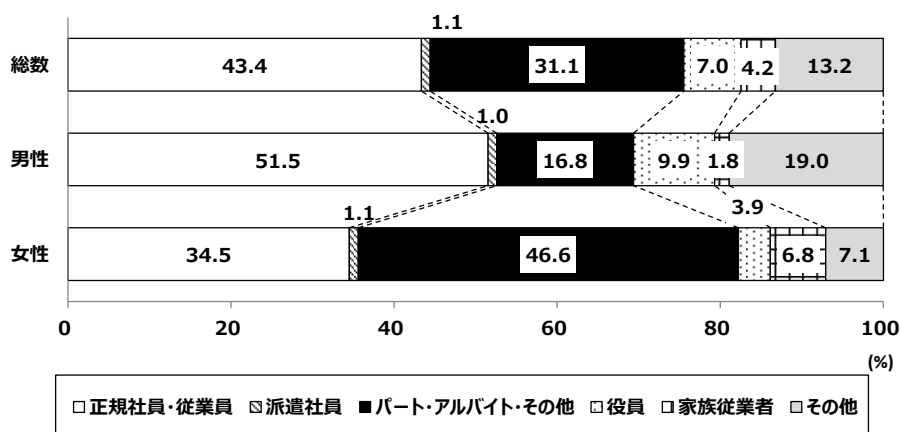
子育て世代の祖父母世代に当たる50～64歳代をみると、令和2年の50～54歳では74.3%、55～59歳では73.0%、60～64歳では60.4%であり、平成12年と比較すると、この年齢世代でも就業率が上昇傾向となっています。

■伊東市の女性の年齢別就業率



○就業者の従業上の割合をみると、男性は「正規社員・従業員」が5割を占めています。女性は「パート・アルバイト・その他」の割合が最も多く、次いで「正規社員・従業員」、「その他」、「家族従業者」となっています。

■従業上の地位別従業者数の割合（令和2年国勢調査）



4 子ども数の推計について

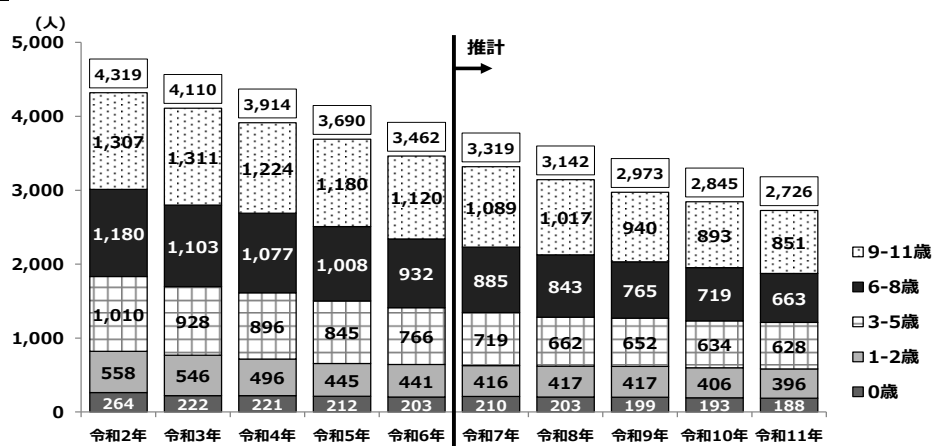
令和11年までの子ども数の推計結果は次の通りです。0～5歳は微減傾向、6～11歳は減少傾向と見込まれ、子ども数全体では、ゆるやかに減少傾向と推計されます。

令和2年～令和6年（各4月1日現在）の住民基本台帳データを基に、国の手引きに沿ったコーホート変化率法を用いて、人口推計したものです。コーホート変化率は、過去4区間の中央値を使用し、出生率は過去4区間のトレンド推計で推計し、計算しています。

単位：人

	実績(各年4月1日)					推計(各年4月1日)					伸び率 (R6-R11)
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
0歳	264	222	221	212	203	210	203	199	193	188	-7.4%
1歳	275	264	225	226	209	203	210	203	199	193	-7.7%
2歳	283	282	271	219	232	213	207	214	207	203	-12.5%
3歳	320	284	280	271	216	231	212	206	213	206	-4.6%
4歳	325	319	299	279	272	218	233	214	208	215	-21.0%
5歳	365	325	317	295	278	270	217	232	213	207	-25.5%
6歳	384	361	331	314	296	280	272	218	233	214	-27.7%
7歳	362	387	358	327	312	294	278	270	217	232	-25.6%
8歳	434	355	388	367	324	311	293	277	269	217	-33.0%
9歳	433	444	354	385	373	327	314	296	280	272	-27.1%
10歳	430	435	439	359	388	375	329	316	298	282	-27.3%
11歳	444	432	431	436	359	387	374	328	315	297	-17.3%

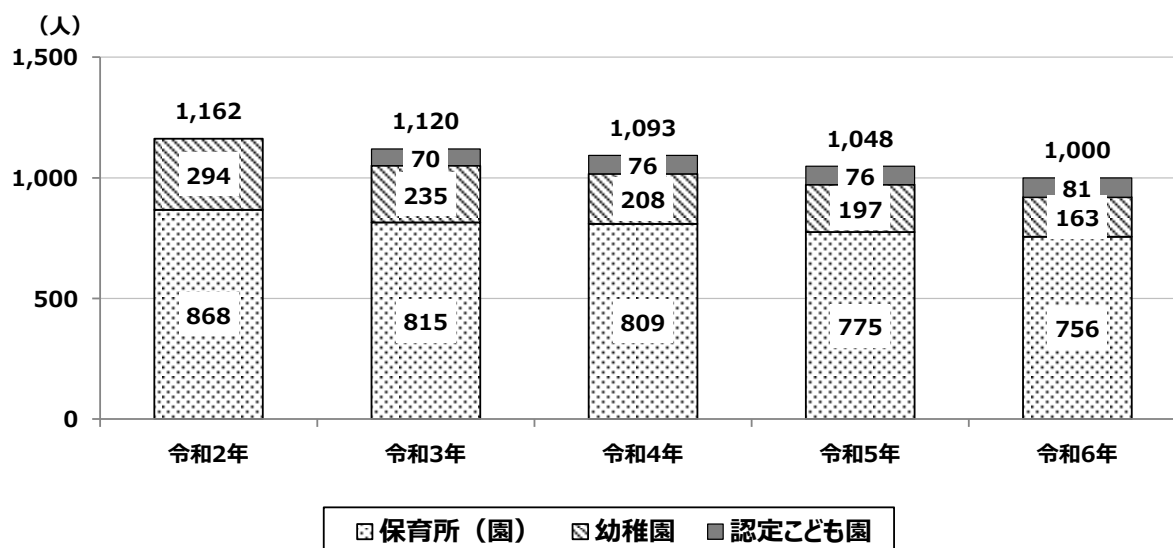
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	伸び率 (R6-R11)
0歳	264	222	221	212	203	210	203	199	193	188	-7.4%
1-2歳	558	546	496	445	441	416	417	417	406	396	-10.2%
3-5歳	1,010	928	896	845	766	719	662	652	634	628	-18.0%
小計	1,832	1,696	1,613	1,502	1,410	1,345	1,282	1,268	1,233	1,212	-14.0%
6-8歳	1,180	1,103	1,077	1,008	932	885	843	765	719	663	-28.9%
9-11歳	1,307	1,311	1,224	1,180	1,120	1,089	1,017	940	893	851	-24.0%
合計	4,319	4,110	3,914	3,690	3,462	3,319	3,142	2,973	2,845	2,726	-21.3%



5 教育・保育施設の状況

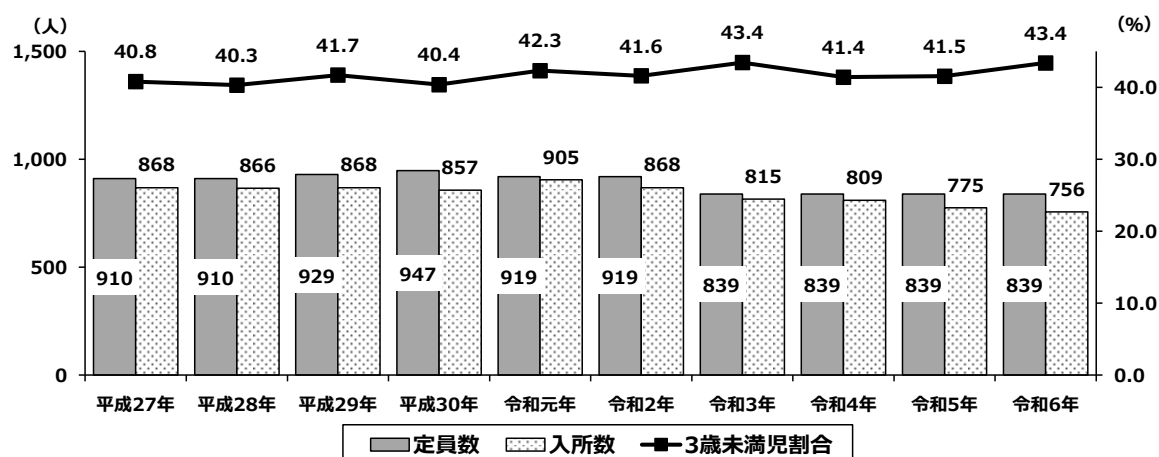
(1) 利用児童数の推移（伊東市独自集計）

- 保育園利用児童数は、減少傾向となっています。
- 幼稚園利用児童数は、減少傾向となっています。
- 認定こども園利用児童数は、令和3年の開園以降増加傾向にあります。
- 保育園、幼稚園、認定こども園の利用児童数の推移



(2) 保育園の3歳未満時の利用状況（伊東市独自集計）

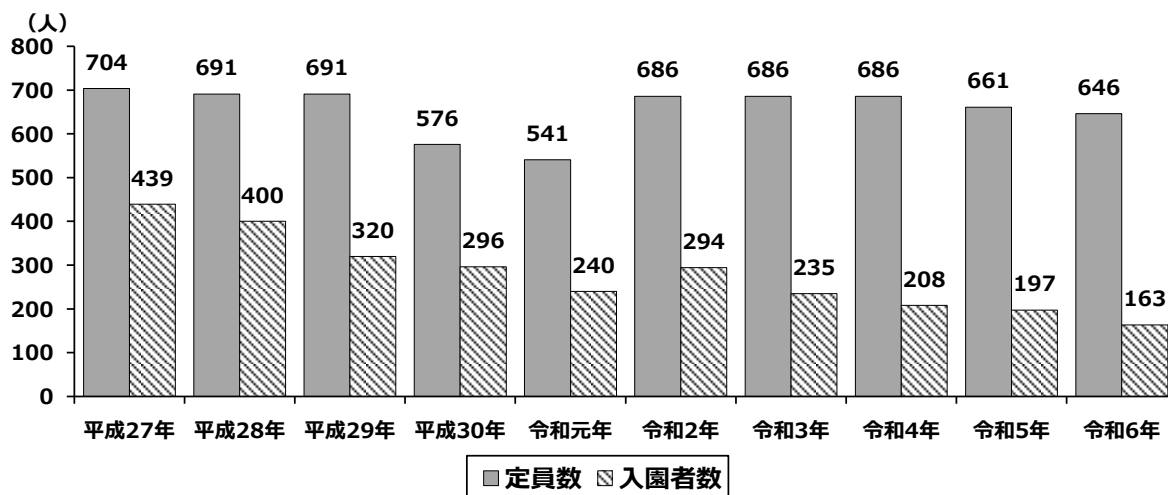
- 入園者数は、平成27年から平成30年までは横ばい、令和元年には再び増加となり、令和元年以降は減少傾向です。
- 保育園の入園者数、3歳未満児割合の推移



(3) 幼稚園の利用状況（伊東市独自集計）

○入園数は、平成 27 年以降減少を続けていましたが、令和 2 年で増加し、再び令和 6 年にかけて減少傾向にあります。

■幼稚園の入園者数の推移

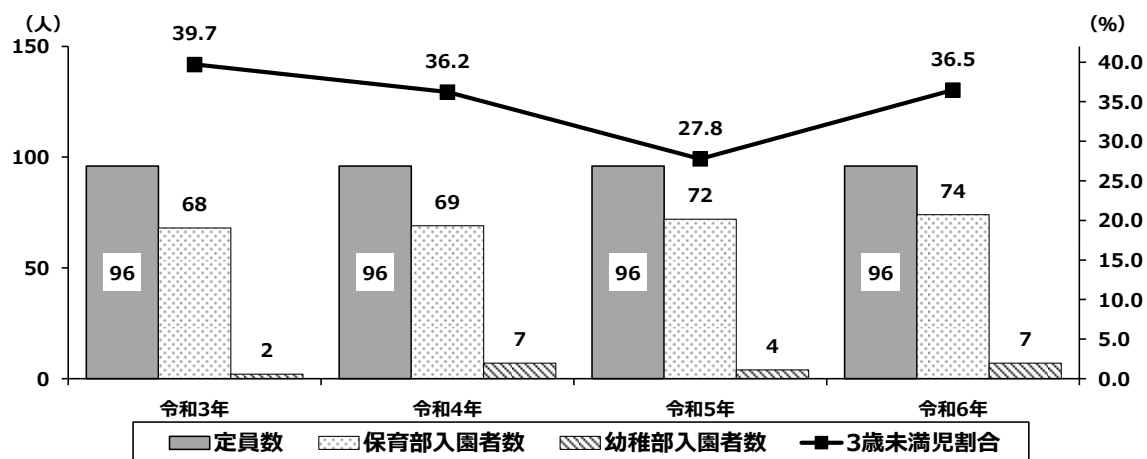


(4) 認定こども園の利用状況（伊東市独自集計）

○保育部入園者数は、令和 3 年の開園以降増加傾向にあります。

○幼稚部入園者数は、ほぼ横ばいです。

■認定こども園の入園者数の推移



(5) 認可外保育施設の利用状況

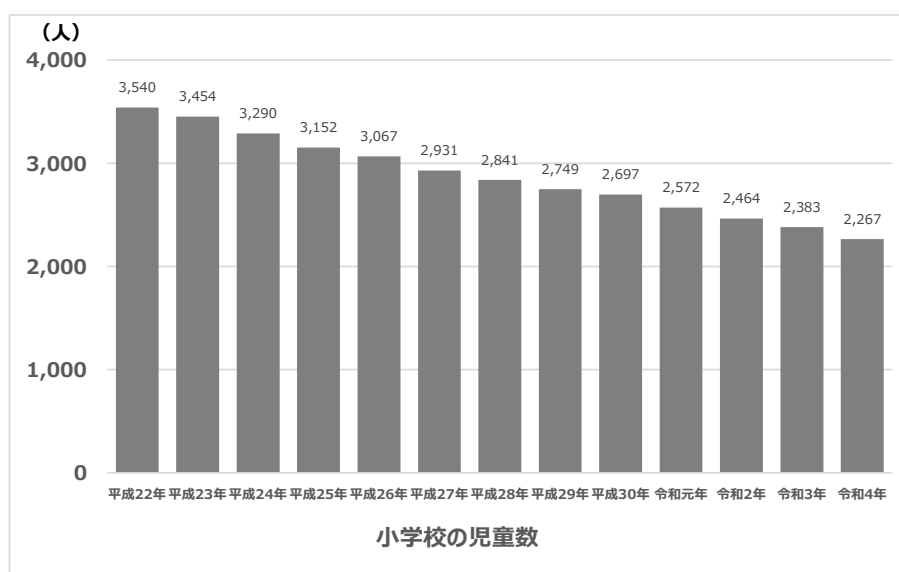
認可外保育施設は、保育所の基準を満たしていないが、一定の保育を行うことを目的とする施設で、児童福祉法に基づき都道府県知事（政令指定都市、中核市市長を含む。）に届け出を行う必要があります。

【認可外保育施設数】 4 か所（うち企業主導型保育施設 1 か所）

(6) 小学校の児童数（資料：伊東市の教育）

○児童数は、減少を続けており、平成 22 年から令和 4 年までで 4 割弱減少しています。

■小学校の児童数の推移



6 地域子ども・子育て支援事業の状況

(1) 利用者支援事業

市役所幼児教育課に保育コンシェルジュを配置し、利用者支援事業（基本型）を実施するとともに、子育て支援課に保健師を配置し、利用者支援事業（母子保健型※令和6年度以降こども家庭センター型）を実施しています。

【基本型の実施状況】

（令和5年度実績）

【実施か所】 1 か所（市役所幼児教育課）

【相談件数】 1,128 件

【母子保健型の実施状況】

（令和5年度実績）

【実施か所】 1 か所（市役所子育て支援課）

【相談件数】 1,110 件

(2) 時間外保育事業（延長保育・休日保育）

通常の開所時間（11 時間）を超えて、さらに延長した保育（延長保育）や、日曜日・祝日の保育（休日保育）を行うサービスです。

【延長保育の実施状況】

（令和5年度実績）

【利用者数】 3,690 人

【休日保育の実施状況】

（令和5年度実績）

【実施か所】 12 か所（民営保育所 、公営保育所 、小規模保育施設 ）

(3) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が労働等により昼間家庭に居ない小学校就学児童に対し、放課後等における児童の安全・安心な居場所を提供しています。

（令和5年度実績）

【実施か所】 7 か所

【年度当初登録児童数】 505 人

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が病気や出産、家族の介護又はその他の理由で、家庭で児童を養育できないときに、児童養護施設、乳児院又はその他保護を適切に行うことができる施設で、7日以内を限度に一時的に児童を預かります。伊東市では、里親委託2か所、児童養護施設1か所、ファミリーホーム1か所で実施しています。

（令和5年度実績）

【利用人数】 9人

【利用日数】 57日

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

保健師又は看護師が、生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、親子の心身の状況及び養育環境を把握し、子育て支援に関する情報提供、助言等を行います。

（令和5年度実績）

【訪問人数】 209人

(6) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等で、保護者の養育に対して支援が必要と認められる児童及び出産後の養育について出産前から支援する必要がある妊婦のいる家庭を訪問し、専門的な指導や育児・家事支援等を行います。※令和6年度以降、育児家事支援は子育て世帯訪問支援事業で実施

（令和5年度実績）

【訪問延べ人数】 215人（専門支援 33人 / 家事育児支援 182人）

(7) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

公共施設、保育所等、地域の身近な場所で、子育て中の親子交流、育児相談、子育て支援に関する情報提供等を行います。

（令和5年度実績）

【実施か所】 7か所（民営保育所4、公営保育所1、健康福祉センター1、伊東ショッピングプラザデュオ内1）

【利用人数】 19,765人

(8) 一時預かり事業

（令和5年度実績）

① 幼稚園における在園児対象型

幼稚園の在園児を対象として教育時間終了後、一時的に預けることができるサービスです。

【実施か所】 7か所（私立幼稚園1、公立幼稚園5、認定こども園1）

【利用人数】 17,987人

② 保育園等における未就園児利用型

保護者の就労又は求職活動、病気、けが、出産、介護、冠婚葬祭、リフレッシュ等により一時的に家庭での保育が困難な場合に、保育園等に預けることができるサービスです。

【実施か所】 3か所（民営保育所2、公営保育所1）

【利用人数】 620人

（9）病児保育事業（病児対応型保育・体調不良児対応型保育）

病気の乳幼児（症状の急変が認められない場合）及び保育中に体調不良となった園児を専用の保育室等で看護師・保育士等が預かるサービスです。

（令和5年度病児対応型保育実績）

【実施場所】 川奈臨海学園

【利用人数】 488人

（令和5年度体調不良児対応型保育実績）

【実施か所】 8か所（民営保育所6、公営保育所2）

【利用人数】 延べ 1,191人

（10）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と、子育ての援助をしたい人（提供会員）が会員登録し、双方会員の相互援助の調整を行います。

（令和5年度実績）

【会員数】 依頼会員 322人、提供会員 88人、両方会員 11人

【利用件数】 466件

（11）妊婦健康診査事業

妊娠中の母親の健康状態、おなかの赤ちゃんの発育状況等を定期的に確認する基本健診です。母子手帳の交付を受けてから、14回の健康診査を受けることができます。※令和6年度以降は16回の健康診査を受けることができます。

（令和5年度実績）

【利用回数】 3,956回

第3章 教育・保育提供区域の設定

1 教育・保育提供区域設定の考え方

子ども・子育て支援法において、事業計画では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況、その他の条件を総合的に勘案して定める区域である「教育・保育提供区域」を設定し、その区域ごとの「量の見込み」及び「確保の方策」を定めるものとされています。

2 教育・保育提供区域の設定

1 伊東市における教育・保育提供区域

伊東市の教育・保育提供区域については、第2期計画の考え方を引き継ぐとともに、教育・保育施設の利用状況を考慮して、市内全域を区域と設定します。

事業区分	区域設定	考え方
1号認定（3～5歳）	伊東市全域	市全域を一つの区域とすることにより、市全域の中から多様なサービスを選択できることから、市全体のニーズに対応できるため、「市全域」とします。
2号認定（3～5歳）		
3号認定（0歳）		
3号認定（1～2歳）		

2 地域子ども・子育て支援事業の区域設定

事業区分	区域設定	考え方
地域子ども・子育て支援事業	伊東市全域	市全域を一つの区域とすることにより、市全域の中から多様なサービスを選択できることから、市全体のニーズに対応できるため、「市全域」とします。

※新規事業 子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業については、検討後、設定します。

第4章 教育・保育施設の充実

1 量の見込み

本計画の作成時期における教育・保育の利用状況及びニーズ調査により把握した利用希望を参考にしながら、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）を定めています。

認定区分

1～3号認定（子ども・子育て支援法第19条等）

保護者の申請を受けた市町村が基準に基づいて保育の必要性を認定（子どもの認定区分）します。その上で施設型給付等を行う仕組みです。

区分	対象年齢	保育の必要性	利用施設
1号認定	3～5歳	幼児期の学校教育 （教育標準時間認定）	幼稚園、認定こども園（幼稚園部）
2号認定	3～5歳	保育の必要性あり （保育認定）	保育所、 認定こども園（保育部）
3号認定	0歳～2歳	保育の必要性あり （保育認定）	保育所、認定こども園（保育部）、地域型保育

2 提供体制の確保と実施時期

教育・保育の利用状況及び利用希望把握アンケートにより把握する利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）と確保の内容及び実施時期を設定します。

（１）１号認定（３歳以上、幼稚園を利用希望・幼児期の学校教育の利用希望が強い者を含む。）

量の見込み

単位：人

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①必要利用定員総数	263	243	239	232	230
②確保の内容	382	382	382	382	382
特定教育・保育施設	382	382	382	382	382
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
過不足（②－①）	143	163	168	176	180

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

※確認を受けない幼稚園＝自治体が施設型給付の対象となることを確認する「認定こども園・幼稚園・保育所」に該当しない、私立幼稚園のこと。（私立幼稚園が、新制度の施設型給付を受けるかどうかは各幼稚園の判断に委ねることとなっています。）

（２）２号認定（３歳以上、保育所を利用希望・幼児期の学校教育の利用希望が強い者を含まない。）

量の見込み

単位：人

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①必要利用定員総数	488	456	447	435	427
②確保の内容	523	523	523	523	523
特定教育・保育施設	523	523	523	523	523
地域型保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
企業主導型保育事業所	0	0	0	0	0
過不足（②－①）	35	67	76	88	96

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

(3) 3号認定（0歳、保育所、認定こども園を利用希望）

量の見込み

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①必要利用定員総数	87	84	82	80	78
②確保の内容	89	89	89	89	89
特定教育・保育施設	76	76	76	76	76
地域型保育事業	13	13	13	13	13
認可外保育施設	0	0	0	0	0
企業主導型保育事業所	0	0	0	0	0
過不足（②－①）	2	5	7	9	11

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

(4) 3号認定（1歳、保育所、認定こども園を利用希望）

量の見込み

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①必要利用定員総数	133	134	130	126	123
②確保の内容	145	145	145	145	145
特定教育・保育施設	127	127	127	127	127
地域型保育事業	18	18	18	18	18
認可外保育施設	0	0	0	0	0
企業主導型保育事業所	0	0	0	0	0
過不足（②－①）	12	11	15	19	22

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

※認可外保育施設及び企業主導型保育事業所の確保の内容は地域枠の人数

(5) 3号認定（2歳、保育所、認定こども園を利用希望）

量の見込み

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①必要利用定員総数	156	150	151	147	142
②確保の内容	156	156	156	156	156
特定教育・保育施設	138	138	138	138	138
地域型保育事業	18	18	18	18	18
認可外保育施設	0	0	0	0	0
企業主導型保育事業所	0	0	0	0	0
過不足（②－①）	0	6	5	9	14

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

※認可外保育施設及び企業主導型保育事業所の確保の内容は地域枠の人数

【0歳から2歳の保育利用率】

国の基本指針では、3号認定の量の見込み割合である「保育利用率」の目標値を設定することとされています。

保育利用率の目標値は、「量の見込み（3号認定子ども）÷各年度推計人口（0～2歳）×100＝（小数点第一まで）」により算出した数値とします。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
推計児童数(0～2歳)	626人	620人	616人	599人	584人
3号認定見込み(0～2歳)	376人	368人	363人	353人	343人
保育利用率	60.1%	59.4%	58.9%	58.9%	58.7%

3 認定こども園の整備と幼稚園・保育園の再編について

(1) 認定こども園の整備

認定こども園は、幼稚園、保育園と両方の機能を持ち、保護者の就労の有無に関わらず同じ施設に通うことができること等から、女性の社会進出が進む中、全国的に整備が進められています。本市においても、認定こども園が設置されています。今後、幼稚園・保育園利用者の動向及び施設の老朽化等の状況を見据えながら、さらなる整備については検討を継続します。

(2) 市立幼稚園・保育園の再編について

市立幼稚園・保育園の再配置計画は、子育て世代の生活圏域を考慮して、「宇佐美地区」「旧市内」「小室地区」「対島地区」の地域ごとに検討することとします。

また、再配置計画の対象施設は、伊東市が設置する「幼稚園」「保育園」とします。

計画の検討に当たっては、民間園の状況も考慮して検討を行います。

■幼稚園、保育園、こども園の施設の状況

(令和6年4月現在)

	幼稚園	保育園 (小規模保育施設)	認定こども園	計
宇佐美	宇佐美幼稚園	宇佐美保育園		2園
旧市内	伊東幼稚園 野間自由幼稚園(私立) 南幼稚園富士見分園	伊豆栄光湯川保育園(民間) 玖須美保育園 広野保育園 伊豆栄光なぎさ保育園(民間) 小規模保育所えん(民間) 富士見保育園		9園
小 室	吉田幼稚園 荻幼稚園	つくし保育園(民間) ちゅうりっぷ保育園(民間) 伊豆栄光荻保育園(民間)	幼保連携型認定こども園 川奈愛育クラブ(民間)	6園
対 島	八幡野幼稚園 池幼稚園	伊豆栄光富戸保育園(民間) 八幡野保育園(公設民営)		4園
	8園	12園		21園

4 教育・保育等の円滑な利用及び教育・保育施設の質の向上

(1) 幼児教育・保育等の質の向上について

すべての子どもの健やかな育ちを保障していくために、子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援サービスを提供するための取組を進めていきます。そのため、幼稚園教諭、保育士等の職員の専門性など資質の向上が重要であることから、市内の園同士の交流を継続するとともに、研修等への参加を促しつつ充実を図ります。

- ① 職員配置の充実
- ② 職員資質向上と幼保併有資格の取得促進に向けた研修等の充実
- ③ 職員の処遇改善の継続と労働環境への配慮と ICT 化も含めた DX 化
- ④ 幼稚園・保育園や地域型保育事業者の連携の充実
- ⑤ 教育・保育施設における第三者評価の受審促進
- ⑥ 幼児教育アドバイザー配置の検討

(2) 教育・保育の一体的な提供と幼稚園・保育所等・小学校の連携の推進

子ども・子育て支援において、幼児期の教育や乳幼児期の保育を担う、幼稚園・保育所等の役割は重要なものであり、必要なすべての子どもや保護者が、教育・保育の提供を受けることができる環境を整備する必要があります。

幼稚園・保育所としてこれまで培ってきた知識・技能等、双方の良さを活かした認定こども園の普及・促進とともに、乳児期から小学校就学前までの発達段階に応じたより質の高い教育・保育の提供に努め、小1の壁の解消を意識し、小学校との情報交換を密にし、円滑な接続を図っていきます。

(3) 産後の休業、育児休業後等における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が産休・育児休業明けの保育を希望する時期に、円滑に教育・保育施設等を利用できるよう、休業中の保護者に情報提供するとともに、教育・保育施設や小規模保育施設等の計画的な整備に努め、保護者の就労状況やその変化に柔軟に対応し、待機児童が生じない体制の整備に努めます。

（４）外国につながる幼児への支援・配慮について

国際化の進展に伴い、外国籍の乳幼児、両親が国際結婚の乳幼児などいわゆる外国につながる乳幼児の増加が見込まれています。その乳幼児が教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、外国人等の在住状況、出身地域等を踏まえ、保護者、教育・保育施設等に対する支援をしていきます。

（５）子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容について

令和元年10月より幼児教育・保育の無償化に伴い新設された「子育てのための施設等利用給付制度」の実施は、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減、利便性等を勘案した給付方法について条例を制定して実施していきます。また、特定子ども・子育て支援施設の確認及び公示、指導監督等については、静岡県に対し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入り調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができるとされていることから、情報共有及び連携を図りながら適切に取り組むこととします。

（６）子どもの安心・安全な環境の充実

従来の見守り活動に限界が生じ「地域の目」が減少した結果、学校から距離のある自宅周辺で子どもが1人で歩く「1人区間」等において、「見守りの空白地帯」が生じています。この「見守りの空白地帯」における子どもの危険を取り除くため、登下校時における総合的な防犯対策を進めています。また、暴走した乗用車による親子の交通死亡事故、園児の交通死亡事故など、子どもが犠牲となる事故、高齢運転者による事故が相次いで発生し、国では、2019（令和元）年6月18日「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」を決定しました。子どもを交通事故の被害から守るため、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路等の安全確保を進めています。

第5章 地域子ども・子育て支援事業の充実

1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策

国の基本指針に沿って「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期を設定します。計画期間における量の見込み、確保の方策は以下の通りです。

(1) 利用者支援事業

利用者支援事業は、市役所幼児教育課窓口に保育コンシェルジュを配置し、利用者支援事業（基本型）を実施するとともに、子育て支援課窓口に保健師や子ども家庭支援員等を配置し、利用者支援事業（こども家庭センター型）を実施しています。子ども及び保護者が、幼稚園・保育所での学校教育・保育や一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、福祉に関わる各機関で情報提供及び相談を含めた支援とともに、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健、育児、児童福祉に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師や子ども家庭支援員等が専門的な見地から相談支援を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施する事業です。

事業の種類	実施場所	事業の内容
基本型	市役所幼児教育課	保育所入所相談、子育て支援サービスの紹介等
こども家庭センター型	市役所子育て支援課	妊娠期から子育て期までの母子保健・育児・児童福祉等の相談

量の見込み

単位：か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1

（２）時間外保育事業（延長保育）

保育認定を受けた子どもについて、保護者の就労形態の多様化、長時間通勤等に伴う通常の保育時間を超えた保育需要に対応するため、通常の保育時間を超えて、保育を実施します。

〔対象年齢〕 ０～５ 歳

〔実施か所〕 ９か所

量の見込み

単位：人

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	3,733	3,519	3,440	3,323	3,235
確保の方策	3,733	3,519	3,440	3,323	3,235

（３）放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

主に保護者が就労等により昼間は家庭にいない小学生に、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、児童の健全育成を図る事業です。

〔対象年齢〕 就学児（６～１１ 歳）

市全体・量の見込み

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み(1年生)	150	150	121	125	117
(2年生)	136	130	127	103	106
(3年生)	87	84	79	77	62
(4年生)	58	56	52	49	48
(5年生)	39	34	33	31	29
(6年生)	23	22	19	19	17
確保の方策	496	496	496	496	496

※伊東市では、今後も定員に余裕のある事業所に関する情報提供や送迎支援等を行い、市内全域で利用希望に対応していきます。

※このような考えの下、現在、市内小中学校の統廃合の検討が進められていることも踏まえ、区域の設定は小学校区ごととせずに市内全域で行います。

●放課後児童対策パッケージの取組方針

共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、引き続きすべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「放課後児童クラブ」及び「放課後子供教室」の計画的な整備等を推進することを目的に、「新・放課後子ども総合プラン」の後継として「放課後児童対策パッケージ」が国により策定されました。

【令和11年度までの取組方針】

○国の放課後児童対策パッケージに沿って、小学校に就学しているすべての児童が、放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう努めます。

○放課後児童クラブ等の事業に関しては、教育部局と福祉部局で連携し、継続実施していきます。

●放課後児童クラブと放課後子供教室の状況

■放課後子供教室実施団体ごとの実施回数、日数、平均利用者及び対象小学校

	教室名	対象学校	活動場所	実施曜日	実施日数	平日	土曜等	1日当たりの参加人数		放課後児童クラブとの連携	内容
								平日	土曜等		
1	ドキわくアフタースクール	伊東市立宇佐美小学校	ライトハウスうさみ	不定期	19日	16日	3日	20人	23人		英語教室、体験活動等
2	囲碁教室	伊東市立宇佐美小学校	小学校	水	28日	28日	0日	8人	0人		囲碁教室
3		伊東市立伊東小学校	小学校	水	18日	18日	0日	12人	0人		囲碁教室
4		伊東市立大池小学校	小学校	水	35日	35日	0日	9人	0人		囲碁教室
5	ふらっとハウスボレボレ放課後こども教室	不問	ふらっとハウスボレボレ	土 ※例外あり	48日	0日	48日	0人	6人		学習支援、体験活動等
6	なかよしの会	伊東市立八幡野小学校	小学校、コミュニティセンター	水	10日	9日	1日	27人	30人		工作活動、読み聞かせ等
7	池っこクラブ	伊東市立池小学校	小学校、サニーサイド	水 ※例外あり	15日	14日	1日	16人	19人	池小学童クラブサニーサイド	工作活動、体験活動等
8	あおぞら	伊東市立富戸小学校	小学校、すまいるクラブ	月・木 ※例外あり	50日	43日	7日	11人	7人	富戸すまいるクラブ	工作活動、音楽活動
9	サウンドアドベンチャー	伊東市立宇佐美小学校	小学校、コミュニティセンター	水 ※例外あり	12日	11日	1日	11人	11人		音楽活動

●放課後子供教室の現状と課題

放課後子供教室は、子どもたちの安全・安心な居場所を設け、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するものです。様々な体験活動や地域の方々との交流を通して、子どもたちが、社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性を育むことを目的としています。

具体的な活動の計画・運営は、地域の方々、関係団体等に委託しています。そのため、開催日、内容等は地域の実情に応じて異なります。

放課後子供教室事業の拡充のためには、地域で継続的に協力者を確保できるような運営方法を構築すること及び学校、行政、地域をつなぐコーディネート機能の充実が継続的な課題となっています。

今後、学校の余裕教室等の活用方策、活動プログラムの企画・充実、安全管理方策、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策等、教育部局、福祉部局等と総合的な放課後対策のあり方を十分検討しながら、放課後児童クラブと連携した事業実施を継続していきます。

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

保護者が、疾病、疲労、レスパイト等の理由により、家庭において児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行う事業です。

量の見込み

単位：人

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	8	8	8	7	7
確保の方策	8	8	8	7	7
	実施体制 里親委託 2 か所、児童養護施設委託 1 か所、ファミリーホーム委託 1 か所 受入可能人数 7 人／日 対象年齢 0 歳～18 歳未満				

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況、養育環境等の把握を行うほか、養育相談に応じ助言及び援助を行う事業です。

[対象年齢] 0 歳

量の見込み

単位：人

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	210	203	199	193	188
確保の方策	210	203	199	193	188
	実施体制 保健師等（市職員・個人委託） 実施機関 伊東市 対象年齢 生後 4 か月まで				

(6) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援）を行う事業です。

量の見込み

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	25	25	25	25	25
確保の方策	25	25	25	25	25
	実施体制 保健師（NPO法人委託・個人委託） 実施機関 伊東市 対象者 保健師等が、養育支援が必要であると判断した家庭				

(7) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児の子育て世代の遊び・交流・相談・情報提供の場として、地域ごとに保育園との併設等による運営を行い、地域の子育て環境の向上を図る事業です。

[対象年齢] 0～2歳（原則）

量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人/回)	18,471	18,216	17,757	17,350	16,993
確保の方策(人/回)	18,471	18,216	17,757	17,350	16,993
確保の方策(か所)	7	7	7	7	7

(8) 一時預かり事業

保護者のパートタイム就労、育児疲れ等への対応、疾病・出産等により保育が一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育所等において、一時的に子どもの預かり保育を行う事業です。

[対象年齢] ①幼稚園型（幼稚園在園児対象）は3～5歳

②幼稚園型以外（保育園等で実施の未就園児）は0～5歳

①幼稚園型（在園児対象型）

量の見込み

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み合計	17,778	16,641	16,327	15,916	15,661
幼稚園の在園児を対象とした一時預かり (1号認定見込み)	4,445	4,161	4,082	3,979	3,916
幼稚園の在園児を対象とした一時預かり (2号認定見込み)	13,333	12,480	12,245	11,937	11,745
確保の方策	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000

②保育園等における幼稚園型以外（未就園児利用型）

量の見込み

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,008	999	987	977	973
確保の方策(年間)	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
確保の方策(日)	10	10	10	10	10

(9) 病児保育事業（病児対応型保育・体調不良児対応型保育）

病児対応型保育は、病気にかかっている子どもや回復期に至っていない子どもを病院等の医療機関、保育施設の付設の専用スペース等で看護師等が一時的に預かる事業です。体調不良児対応型保育は、保育中に園児が熱を出すなど体調不良になった場合、保護者が迎えに来るまでの間、専用スペースで保育する事業です。

[対象年齢] 0歳～小学6年生

①病児対応型

量の見込み

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	500	500	500	500	500
確保の方策	960	960	960	960	960

[対象年齢] 保育園在園児対象

②体調不良児対応型

量の見込み

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
確保の方策	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100

(10) ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援事業）

子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と子育ての援助をしたい人（提供会員）が会員登録をし、双方会員の相互援助の調整を行います。

量の見込み

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	480	490	500	510	520
確保の方策	480	490	500	510	520

(11) 妊婦健康診査事業

妊娠中の母親の健康状態、おなかの赤ちゃんの発育状況等を定期的に確認する基本健診のため、受診週数の目安を基準に、最大16回までを公費負担する事業です。

量の見込み

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	210	203	199	193	188
確保の方策	210	203	199	193	188
	実施場所 対象医療機関 ※里帰り出産など市外産科医療機関でも受診できます。 実施時期 母子手帳交付から出産まで計16回（上限） 検査項目 国が定める基本的な妊婦健康診査項目+トキソプラズマ				

(12) 子育て世帯訪問支援事業

養育環境等に課題を抱える保護者を対象に、訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐための事業です。

量の見込み

単位：延べ人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	100	110	110	110	110
確保の方策	100	110	110	110	110
	実施体制 法人委託 実施機関 伊東市 対象者 保健師や子ども家庭支援員等が、訪問支援が必要であると判断した家庭				

(13) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図るための事業です。

●確保の方策方針

こども家庭センターにおいて、県や児童相談所との連携体制等の確認のうえ、事業の必要性、担い手等の開拓などについて検討します。

(14) 親子関係形成支援事業

養育環境等に課題を抱える保護者と児童を対象に、児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図るための事業です。

●確保の方策方針

こども家庭センターにおいて、県や児童相談所との連携体制等の確認のうえ、事業の必要性、担い手等の開拓などについて検討します。

(15) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期まで、切れ目のない
伴走型支援の充実を図ることを目的とした事業です。

[対象] 妊産婦及びその配偶者等

量の見込み

単位：回／年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(回／年)	630	609	597	579	564
対象妊婦数(人)	210	203	199	193	188
1人当たりの面談回数(回)	3	3	3	3	3
確保の方策(回／年)	630	609	597	579	564
こども家庭センター(回／年)	630	609	597	579	564

※面談3回の内、2回目はアンケートでも可能としています。

(16) 産後ケア事業

産後1年以内の母子に対し、医療機関や助産師等の専門職が心身のケア、授乳や
育児相談等の育児支援を行う事業です。「産後アウトリーチサービス事業（産後ママ
のご自宅訪問）」、「産後ショートステイ・デイサービス事業（産後ママの医療機関で
の休養）」、「産後ホテル型デイサービス事業（産後ママのホテルでの休養）」を実施
しています。

量の見込み

単位：延べ人日／年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	420	406	398	386	376
対象産婦数(人)	210	203	199	193	188
平均利用日数(日)	2	2	2	2	2
確保の方策	420	406	398	386	376
宿泊型(ホテルデイサービス)	116	112	108	105	102
宿泊型(医療機関ショートステイ)	116	112	108	105	102
日帰り型(医療機関デイサービス)	116	112	108	105	102
訪問型(アウトリーチ型)	116	112	108	105	102

（17）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

令和8年度から、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として「乳児等のための支援給付」が創設され、保育所等において、0歳6か月～満3歳未満の未就園児を月一定時間まで預かる「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」が開始予定です。多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定の利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園制度です。

本市においても、8年度の実施に向けて需要（量の見込）を把握し、適切に事業を実施します。

2 地域子ども・子育て支援事業の質の向上

乳幼児期の発達が連続性を有するものであること及び幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることに十分留意し、教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携並びに、幼稚園及び保育所、認定こども園と小学校等との連携についての基本的な考え方を踏まえ、伊東市におけるこれらの連携を推進します。

第6章 子ども・子育て支援関連施策の推進

1 要保護児童対策の充実

虐待を始め、日常生活で様々な問題を抱える保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（要保護児童）の支援は、地域資源や児童委員を始めとした「地域のちから」を活用して子ども虐待の発生予防をするほか、早期発見、早期対応に努めます。また、児童相談所の権限及び専門性を要する場合には、遅滞なく介入を求められるよう、これに先立ち、関係機関との連携を強化し、密接に情報を共有していくことが不可欠です。

また、近年、少子化や地域のつながりが希薄になる中で、社会問題となっている児童虐待の早期発見、早期対応及び未然防止のためには、「何かあったらすぐ通報」でできる体制が必要です。このためには、地域ぐるみの子育て環境の整備や地域の子育てに対する関心を高めることが必要です。

（令和5年度の状況）

【相談件数】 児童虐待相談件数 163 件 家庭児童相談室相談件数 1,212 件

【相談窓口】 伊東市 社会福祉主事 3 人 家庭児童相談室 相談員 2 人

静岡県東部児童相談所（24 時間）

【伊東市要保護児童対策地域協議会】

- ・ 構成機関 静岡県、伊東市、医療機関、保育・教育機関、警察、民生委員 など
- ・ 活動内容

会議	委員数	実施事項	開催数
代表者会議	18 人	伊東市の現状と取組・課題の討議	年 1 回
実務者会議	20 人	関係機関からの情報収集・意見交換	年 11 回
個別ケース会議	関係者	個別ケースの対策協議	随時

①関係機関との連携強化

「伊東市要保護児童対策地域協議会」の構成機関は、日頃から子どもと接する機会が多く、日常生活の中で子どもの異変に気づいたとき、関係機関が迅速に対応できるよう、一層の連携強化を図ります。

また、健康診査、訪問等の母子保健事業、医療機関等とも連携し、情報の把握と共有を図ることで適切な支援につなげていきます。

さらに、県の児童相談所との連携強化を図っていきます。

②相談体制の充実

伊東市、家庭児童相談室、県児童相談所が受ける相談、通報等の情報を関係機関に提供し、各機関が連携し、適切な支援につなげていきます。

さらに、相談の内容に適切に対応できるよう、研修等を通じて社会福祉主事、家庭児童相談員のスキルアップを図ります。

③地域ぐるみの子育て支援の充実

地域ぐるみの子育て支援を充実するため、地域単位の啓発をさらに進めるとともに、町内会・自治会、民生委員児童委員等の地域の方々と連携し、問題がある子育て家庭の日常的な見守りなどにより、早期発見、早期対応につながる地域づくりを進めていきます。

2 ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立支援は、母子及び寡婦福祉法及び「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的方針」に基づき静岡県が策定する「静岡県ひとり親家庭自立促進計画」、さらに、児童扶養手当法等により、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策を四本柱として総合的な自立支援を推進します。

（令和5年度実績）

高等職業訓練促進費給付事業、自立支援教育訓練給付事業

ひとり親家庭の親の主体的な能力開発の取組支援及び就職に有利で生活の安定につながる資格取得促進のため、高等職業訓練促進費給付事業では受講期間中の生活支援として給付金を支給し、自立支援教育訓練給付事業では受講にかかった費用の一部を支給します。

【対象となる主な資格】 看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士など

【支給人数】 2人

児童扶養手当給付事業

ひとり親家庭等の生活の安定を図るため、手当を支給する。

【支給人数】 3,095人

ひとり親家庭等医療費助成事業

ひとり親家庭等の医療費の自己負担分を助成する。

【受給資格者数】 750人

3 障がい児施策の充実

医療的ケア児や強度行動障がい児への支援体制の充実

障がい者が地域において自立した生活をするためには、乳幼児期から高齢期にいたるまで、様々なライフステージに応じた相談支援体制と障害福祉（児）サービスの提供が必要となります。

障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見並びに治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査の受診並びに学校における健康診査等を、子どもの発達段階に応じて実施するとともに、障がいを発見した場合に速やかに療育へつなぐよう努めます。

障がい等により支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、子どもの持つ可能性を最大限に伸ばすために、年齢、障がい等に応じた専門的な医療及び療育の適切な提供が必要です。また、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の連携により、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等、一貫した総合的な取組を推進するとともに、専門関係機関等による地域支援・専門的支援の強化及び放課後等デイサービスなどの障害児通所支援事業の活用を通じ、医療的ケア児、強度行動障がい児、障がい等による特別な支援が必要な子どもと、その家族等に対する支援体制の充実を図ります。

さらに、自閉症、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等の発達障がいを含む障がいのある子どもには、障がいの状態に応じて、その子の可能性を最大限に伸ばし、その子どもが自立して社会参加するために必要な力を養うため、障害児通所支援事業等を活用しながら、教諭や保育士など子どもを支援する職員の資質向上を図りつつ、一人ひとりの希望に応じた適切な教育上の支援等を行う必要があります。

そのためには、乳幼児期を含め早期に適切な相談が受けられるよう本人及び保護者には十分に障害児相談支援事業所等の情報を提供していく必要があり、幼稚園、保育所、小中学校、特別支援学校等においては、保護者を含めた関係者が教育上必要な支

援等について共通理解を深めることで、保護者の障がい受容及びその後の円滑な支援につなげていくことが重要です。あわせて、本人と保護者、行政、教育委員会、学校等が、教育上必要な支援等について適切な連携、相談体制により合意形成を図ることが求められます。

特に発達障がいについては、社会的な理解が十分になされていないことから、適切な情報の周知が必要であり、さらに家族で適切に子育てが行えるよう、家族支援を行うなど、関係機関と連携を密にして、支援体制整備を行うことが重要です。

特定教育・保育施設、特定地域型保育事業を行う者、放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）を行う者等は、障がい児等の特別な支援が必要な子どもの受け入れを推進するとともに、受け入れに当たっては、地域で一貫した利用しやすい体制を整備していくことが望まれ、今後の課題として取り組んでまいります。

市内の小中学校、特別支援学校、保育園及び幼稚園と相談支援事業所、放課後等デイサービス事業所等の児童へ提供する障害児福祉サービス事業所の連携が必要となります。

4 仕事と生活の調和の実現に向けた取組の推進

仕事と家庭を両立することができ、各々のライフスタイルに応じた多様な働き方ができる社会は、生活に潤いと豊かさをもたらすと考えられます。仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスの実現のため、職場での働き方及び家庭での役割分担を選択できる環境の整備及び意識の醸成には、今後も継続的に取り組む必要があります。また、企業等民間団体に対して、残業時間の上限枠、有給休暇取得の義務化、男性の育児休業・休暇等、こうした取組の共通理解の促進、学校行事への参加等のために有給休暇を取得しやすいなどの労働環境の整備に向けた啓発を実施していく必要があると考えます。

(1) 働きやすい職場環境の整備

教育・保育の施設給付、地域子ども・子育て支援事業の充実等を通じて、住民一人ひとりがワーク・ライフ・バランスを実感できる環境づくりを進めます。

(2) 育児休業等制度の周知

企業等民間団体への制度の周知及び行政機関において、男性も女性も育児休業等を取得しやすい職場環境の醸成に努めます。

(3) ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発

誰もが働きやすい労働環境の改善に向けた各種啓発及び情報提供に努めるとともに、子育て期間中を含めた男女双方の働き方の見直しを地道に問題提起していきます。

5 児童虐待防止対策の推進

児童虐待は、子どもの人権を著しく侵害し、心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与える行為であり、子どもの生命にかかわる問題であって、その根絶を図らなければなりません。

児童虐待対策が子どもの健やかな成長に不可欠であることから、未然防止につなげるため広報・啓発に努めるとともに、児童の安全・生命を守るため、通報があった際に早期に適切な支援ができる体制を強化します。

伊東市では、こども家庭センター設置に伴って、従来から進めてきた体制を強化し、妊娠期から出産後まで切れ目なく母子をサポートしていく体制づくりを進めています。児童虐待の早期発見、早期対応のため、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導等を行うこども家庭センターを中心に、地域における切れ目のない子育て支援も活用し虐待の予防に努めます。

さらに、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、遅滞なく児童相談所へ事案を送致することや必要な助言を求めることが重要であるため、関係機関との連携も強化していきます。

第7章 伊東市次世代育成支援行動計画

1 経緯

伊東市では、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）に基づき、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るために、平成17年度より伊東市次世代育成支援行動計画を策定し、子育て支援に関わる課題に取り組み、子育て支援に関わる総合的な施策体系に基づいて、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進しています。

「伊東市子ども・子育て支援事業計画（第1期：平成27～令和元年）（第2期：令和2～令和6年）」策定以降は、当該計画に包含する形で一体的に推進してきました。時限法である次世代法が令和17年3月31日まで延長されたことを受け、第3期伊東市子ども・子育て支援事業計画策定に当たっては、次世代育成支援施策の位置付けを計画内に明確化しました。

2 次世代育成支援行動計画の概要と施策の柱について

伊東市次世代育成支援行動計画は、「伊東市子ども・子育て支援事業計画」に掲げる教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業、子ども・子育て支援関連施策ほかと連携しながら、以下の7つの施策を柱に、子ども施策を総合的に取り組んでいきます。

施策1

地域における子育て支援の推進

地域における子育て支援を推進するため、子育て支援センター、放課後児童クラブ、多様な保育サービス、児童の健全育成事業など多くの施策を実施します。

施策2 母親と乳幼児等の健康の確保及び増進

少子高齢化、核家族化など子育て環境が変化し、子育てに悩みを抱える母親への支援や虐待防止などの課題がある中、妊婦健診、乳幼児健診や母子家庭訪問、小児医療の充実など、生まれる前から生まれた後も母子に寄り添い支援することに努めます。

施策3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

認定こども園、幼稚園、小中学校において生きる力・豊かな人間性を育む教育を行うとともに、家庭・地域における教育力の向上、教育環境の整備を行います。

施策4 子育てを支援する生活環境の整備

公共施設や道路、住まいなど、子育てしやすい環境づくりを進めるため、住宅マスタープラン策定や子どもの移動経路合同点検などの施策を実施します。

施策5 就労と子育てとの両立の推進

就労する女性の一般化など就労と子育ての両立が求められる中、男性も含めた育児休業制度の普及・啓発、再雇用への支援、男性の育児への参加の啓発などの事業を行います。

施策6 子どもの安全の確保

子どもの安全性を考慮した施設整備、交通安全・防犯対策として、街頭指導などの交通安全事業や交通安全教室、防犯情報の迅速な伝達や防犯教室、かけこみ子ども110番の家事業を実施します。

施策7 支援を必要とする子どもや家庭への対応などきめ細やかな取組の推進

障がいや児童虐待など、特に支援が必要な子どもへの施策として、乳幼児健康診査・事後相談会や療育教室の開催、さくら園、保育所などへの障がい児の受け入れ、こども家庭センターでの相談や支援、要保護児童対策地域協議会の開催などの施策を行います。

第8章 伊東市子どもの未来サポートプラン

1 計画策定の趣旨

厚生労働省が、令和5（2023）年7月に公表した最新の国民生活基礎調査によると、いわゆる「子どもの貧困率」は11.5%となり、前回の調査平成30（2018）年の14.0%から改善されました。この「貧困」は、生活水準が毎日の衣食住に事欠くレベルの「絶対的貧困」ではなく、生活はできるものの経済的に苦しい状態である、「相対的貧困」を指しています。相対的貧困にある子どもたちは、医療や学習、進学のお機会が与えられないため、子ども時代の格差が将来的な経済的格差につながり、次の世代もまた同じ状況に陥るといふ、「貧困の連鎖」まさに負のスパイラルが生じることになります。そのため、子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることがないよう、貧困の状況にある子どもの環境を整備し、生活、教育、就労等を総合的に支援することが喫緊の課題となっています。

わが国では、子どもの貧困対策を包括的に推進するため、平成26（2014）年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、基本理念として子どもの最善の利益が優先考慮されること、貧困の背景には親の失業・低所得、教育格差など様々な社会的要因があること等が明記されました。令和6年6月「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」と名称を変更し改正され、「貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならない」が加えられています。また、国の「こども大綱」の中に「こどもの貧困対策」も集約され、「今この瞬間にも、貧困によって、日々の食事に困るこどもや、学習の機会や部活動・地域クラブ活動に参加する機会を十分に得られないこども、進学を諦めざるを得ないなど権利が侵害された状況で生きているこどもがいる。こどもの貧困を解消し、貧困によるこうした困難を、こどもたちが強いられることがないような社会をつくる。」と明記されています。

家庭の貧困状態が、子どもの学力や進学、就労等にも影響することにより、世代を超えて貧困が連鎖してしまうことが大きな社会問題となっていることから、子どもの

貧困対策に取り組むことが急務となっています。こうした状況の中、本市では、これまでも、子どもの貧困対策は子育て支援施策の重要な柱の一つであるという認識に立ち、本市における子どもの貧困に関する事業の推進を図ってきました。

すべての子どもたちの将来が、その生まれ育った環境に関わらず、夢や希望がかなえられるよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、その基本的な方向性を定めることを目的として、「伊東市子どもの未来サポートプラン」を策定します。

2 計画の概要と施策の柱について

「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」の基本理念及び国の定める「子供の貧困対策に関する大綱」、「こども大綱」に基づき、「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」として位置付けるものです。また、「静岡県こども計画（仮）」と連動しながら、本市の実情に応じた施策の推進に関する計画とします。

「伊東市子ども・子育て支援事業計画」に掲げる教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業、子ども・子育て支援関連施策ほかと連携しながら、次の5つの施策を柱に、子どもの貧困対策を総合的に取り組んでいきます。

施策1

教育の支援

育った環境により受けられる教育に差が出ないように、また、教育の差により将来の選択肢が狭められることがないように、子どもが、家庭の経済状況等にかかわらず等しくその能力に応じた教育を受けられなければなりません。

教育の支援においては、児童生徒の学力向上の促進や学習の機会が不足しないための各種制度や支援等の実施を推進するとともに、子どもたちが学校のことで悩みを抱え込まないように、相談支援の充実を図ります。

また、子どもを取り巻く課題が多様化・複雑化する中で、より地域の実態に合わせたきめ細やかな支援ができるよう、地域や関係機関と連携して子育て・教育支援を推進します。

(1) 学校における総合的な子どもの貧困対策の展開

主な施策
<u>スクールソーシャルワーカーとの連携</u> ○様々な困難を抱える家庭を発見し、早期に福祉部門の支援を受けられるよう、スクールソーシャルワーカーとの連携に努めます。

(2) 貧困による教育機会の減少を防ぐための乳幼児への支援

主な施策
<u>子育て支援センター（地域子育て支援）</u> ○各支援センターでは、保育士による子育て相談、親子遊びなどの催し、子育て親子の交流の場として支援センターの開放などを行っています。電話での子育て相談も実施しています。

(3) 大学等進学に対する教育機会の提供

主な施策
<u>母子父子寡婦福祉資金貸付金（静岡県事業）</u> ○ひとり親家庭に対して、子どもが高校・大学等に進学・通学する際に、その費用について貸付を行います。また、市のホームページやひとり親支援パンフレットを随時更新し、最新の情報を提供できるよう努めます。
<u>ひとり親世帯への進学支援の情報提供</u> ○児童扶養手当受給世帯で、子どもが中学3年、高校3年時、高校・大学等進学別に利用可能な、母子父子寡婦福祉資金貸付制度、教育ローンや、市の育英奨学金を始めとする各種奨学給付金などの情報を提供し、制度やサービスの周知に努めます。

(4) 生活困窮世帯等への学習支援

主な施策
<u>ひとり親家庭等就学支援助成</u> ○児童扶養手当受給者を対象に、小学校入学の際に必要なランドセル及び学校指定用品の購入費用の一部を助成します。

施策2

生活の支援

子どもの生活は、保護者の生活状況に大きく左右されるとともに、子どもの頃に定着した生活習慣は大人になっても根付いたままであることが多いため、保護者が健全な生活習慣の確立や安定した生活を過ごせるよう、保護者や子どもに対し様々な生活支援や自立支援を行い、家庭ごとの実情に応じた生活環境改善を支援します。

福祉部門を中心として、子どもと保護者の意思を尊重し、寄り添いながら支援を実施していきます。

(1) 保護者の生活支援

主な施策
<u>ファミリー・サポート・センター</u> ○ファミリー・サポート・センターにおいて、子育てボランティアの協力のもと、育児と仕事の両立を支援します。また、経済的負担の軽減を図ることを目的として、ひとり親家庭等の方に対して利用料の一部を助成します。
<u>子育て支援センター（地域子育て支援）（再掲）</u> ○各支援センターでは、保育士による子育て相談、親子遊びなどの催し、子育て親子の交流の場として支援センターの開放などを行っています。電話での子育て相談も実施しています。
<u>子育て短期支援事業</u> ○保護者の疾病や経済的な理由等により、18歳未満の児童を養育できない場合、児童福祉施設等で宿泊を伴う一時預かり（ショートステイ）を行います。
<u>家庭訪問型子育て支援事業（ホームスタート）</u> ○未就学児がいる家庭に、研修を受けた地域の子育て経験者（ホームビジター）が訪問する「家庭訪問型子育て支援ボランティア」です。訪問中は養育者に寄り添いながらお話を聴いたり、育児家事等を一緒にする等の活動をします。「外出しづらい」「頼れる人が身近にいない」などの悩みや困りごとを抱える子育て家庭をホームビジターが訪問し、親子と共に過ごすことで子育て中の親子のサポートをします。
<u>産後ケア事業</u> ○産後1年以内の母子への宿泊、通所及び訪問により、心身のケアや育児のサポート等を行います。

(2) 子どもの生活支援

主な施策
<u>放課後児童クラブ</u> ○保護者が共働きなどで昼間家庭にいない小学生が、放課後から夕方までの間や学校が長期休みの間、家庭的な雰囲気の中で過ごす生活の場を提供します。また、児童扶養手当受給世帯に対して利用料の一部を助成します。
<u>子どもの居場所づくりの支援</u> ○一人の時間を過ごす子どもたちに対して、地域住民やボランティアなどが実施する放課後の見守りや、食事の提供、学習支援等の子どもの居場所づくりの支援を推進します。

施策3

保護者の就労支援

生活が困窮した状態から抜け出し、子どもの安定した生活環境を確保するためには、保護者の就労の安定が欠かせません。また、保護者自身が生活困窮世帯に属していたために、その能力に見合った教育を受けていないこともあります。

本市では、貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯を始め、困難を抱えた子どものいる世帯に対しての就労支援、職業訓練、保護者の学び直しを支援していきます。

(1) 保護者の就労支援

主な施策
<u>伊東市自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金</u> ○本市に住所があり、20歳未満の児童を養育しているひとり親家庭の母または父を対象に以下の給付を行います。 【自立支援教育訓練給付金】 受講終了後、対象講座の受講料の一部を支給。 【高等職業訓練促進給付金】 6か月以上の養成機関に修業する間の生活費の負担軽減のための給付金を支給。

(2) 保護者の就労機会の確保

主な施策
<u>保護者の就労相談</u> ○母子・父子自立支援員による相談やハローワークなど各関連機関と連携を図り、保護者の就労や貸付等の情報提供について支援します。

施策4

経済的支援

ひとり親家庭のほか、ふたり親家庭を含め生活が困難な世帯を支援するため、経済的支援を行うとともに、各種制度の適切な情報提供に努めます。

(1) 児童手当等

主な施策
<u>児童手当</u> ○家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として児童を養育している人に、子どもが18歳（18歳になった年の3月31日まで）まで、手当を支給します。
<u>児童扶養手当</u> ○ひとり親家庭等で児童を扶養していて、本人及び同居の扶養親族の所得額が国の基準にあてはまる人に対して、所得に応じて、子どもが原則18歳（18歳になった年の3月31日まで）まで、手当を支給します。

(2) 生活困窮世帯への支援

主な施策
<u>ひとり親世帯への進学支援の情報提供（再掲）</u> ○児童扶養手当受給世帯で、子どもが中学3年、高校3年時、高校・大学等進学別に利用可能な、母子父子寡婦福祉資金貸付制度、教育ローンや、市の育英奨学金を始めとする各種奨学給付金などの情報を提供し、制度やサービスの周知に努めます。

(3) 医療費の支援

主な施策
<u>ひとり親家庭等医療費助成</u> ○ひとり親家庭等で児童が20歳を迎える前日の属する月まで、母または父と児童の医療費の保険診療の自己負担分を助成します。また、申請等を通じ、ひとり親世帯それぞれが抱える問題に対し、適切な支援へつなげます。
<u>子ども医療費助成</u> ○18歳まで無償化で、保護者等の経済的負担の軽減を図るとともに、子どもの養育と疾病の早期発見及び早期治療を促進します。また、申請等を通じ、子育て世帯それぞれが抱える問題に対し、適切な支援へつなげます。

施策5

支援ネットワークの推進・活用

生活困難な家庭は一見しただけでは把握が困難であり、様々な問題を抱える子どもやその保護者等が、社会から孤立せず、地域の中で安心して暮らせるよう、それぞれの課題を早期に把握し、必要な支援を適切につなげていく相談窓口の充実を図るとともに、行政各部署・関係機関・地域等が一丸となって解決に当たる連携体制を推進し、活用していきます。

(1) 相談窓口

主な施策
<u>家庭児童相談</u> ○保護者等からの児童に関する様々な問題や、家庭の相談等について、助言及び指導を行い、児童の健全育成及び児童の権利保護、児童福祉の向上を図ります。
<u>スクールソーシャルワーカーとの連携（再掲）</u> ○様々な困難を抱える家庭を発見し、早期に福祉部門の支援を受けられるよう、スクールソーシャルワーカーとの連携に努めます。また、ヤングケアラーへの対応等、見守りや支援活動の充実に向けて、スクールソーシャルワーカーの認知向上を図ります。

(2) 連携体制の推進と活用

主な施策
<u>要保護児童対策地域協議会</u> ○児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応を図るため、国・県・市の関係機関を始め、市医師会、市社会福祉協議会、民生・児童委員協議会などで構成する要保護児童対策地域協議会を運営し、関係機関との連携強化や支援体制を充実します。

第9章 計画の推進体制

1 計画の実現に向けた役割

計画の推進に当たっては、家庭、地域、事業所・職場、行政等がそれぞれの役割を果たしていくことが必要です。計画の実現に向けて、国、県とも連携・協力しながら計画を推進します。

(1) 家庭の役割

家庭は子どもを育てる基本的な場であり、子どもが心身共に健やかに育つ上で重要な役割をもっています。親子の絆を深め、愛情あふれるふれあいの中で子どもの基本的な生活習慣、思いやりの心等を育むことが必要です。そのため、男性、女性問わず互いに助け合いながら子育てに参加し、安らぎのある家庭づくりに努めることが大切です。

(2) 地域の役割

子育て家庭を支援するためには、市民一人ひとりが子育てに関心を持ち、子育て家庭を温かく見守り、「地域で子どもを育てる」という意識を持つことが重要です。近隣同士のつながりを深め、様々な交流や自治組織、地域活動団体が相互に連携を深め、地域住民が共に支え合い、地域ぐるみで子育て支援活動に積極的に参加することが期待されます。

(3) 事業所・職場の役割

出産・育児後も女性が変わらず働き続けられる環境の整備は、男性も含めて、企業及び職場が取り組まなくてはならない重要な課題となっています。

育児休業制度の導入や制度を利用できる職場づくり、個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できるなど、子育てと仕事の両立を可能とする労働環境の充実及び整備を推進するとともに、地域社会の一員として子育てに対する理解と認識を深め、子育てにやさしい環境づくりに努めていくことが求められています。

（４）行政の役割

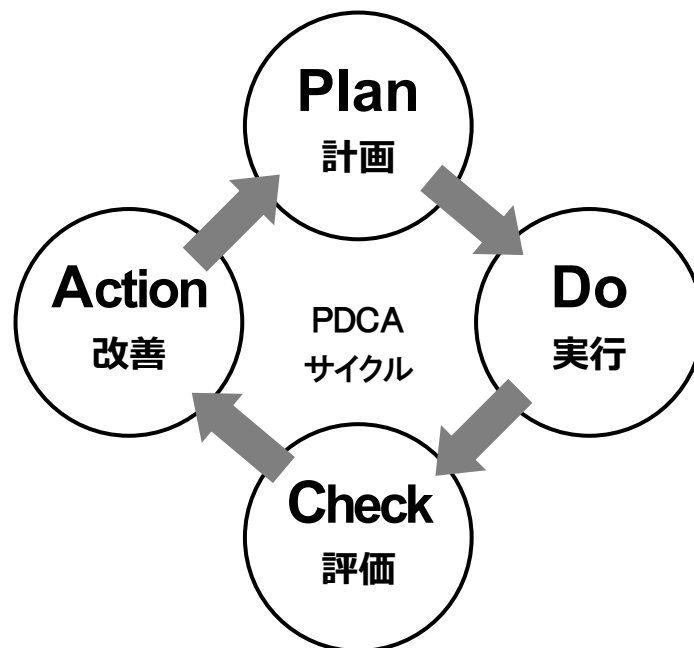
本計画の内容は広範な分野にわたることから、各事業担当課は、子ども・子育て支援に対する共通の認識を持つことが重要であるとともに、地域にある子育て支援に関する資源を積極的に活用し、計画を推進していきます。

また、子ども・子育て支援に関する情報を、広報、子育て支援アプリ、インターネット等を活用し、提供していきます。

２ 計画の達成状況の点検・評価

計画された各事業の実施状況を定期的に点検し、計画の進捗を評価するとともに、計画の見直しの必要性を検討するために、計画の進行管理組織を整備・強化します。

個別事業の進捗状況（アウトプット）及び計画全体の成果（アウトカム）について点検・評価し、結果に基づく公表及び施策の改善等につなげていきます。



3 子ども・子育て支援体制の向上に向けて

多様化する子育てに関わるニーズに対応していくためには、質の高い教育・保育サービスの提供体制をつくるとともに、各種の地域子ども・子育て支援事業を実施し、妊娠・出産期から子育て期も含め、切れ目のない、きめ細かな子育て支援体制をつくることが大切です。行政・地域・関係機関・関係団体等が適切な役割分担の下、それぞれ連携・協働し、地域の実情に応じた取組を進め、地域ぐるみで子育て支援体制の向上を目指します。

第3期 伊東市子ども・子育て支援事業計画(案)

発行年月：令和7年3月

発行：伊東市

編集：伊東市教育委員会 幼児教育課

住所：静岡県伊東市大原 2-1-1

電話：0557-32-1951

0557-32-1952